

○ 第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の努力が必要です。

また、県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

【重点目標1】 暴力を許さない社会の実現に向けた教育・普及啓発の充実

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的関心はあまり高くありませんでした。

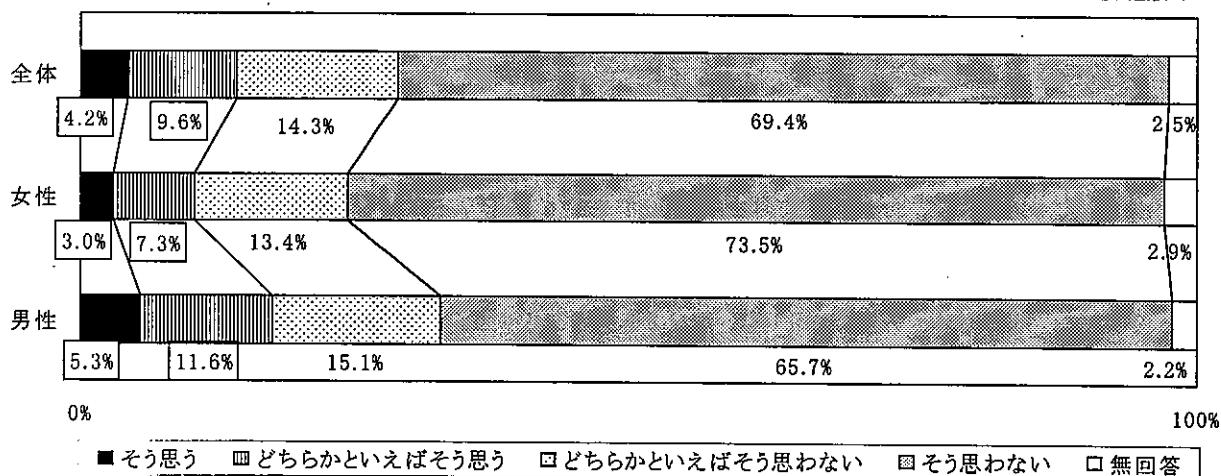
配偶者暴力防止法が施行され、配偶者からの身体的暴力に関する社会の認識は高まっていますが、男女共同参画に関する県民意識・実態調査によると「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方一部にあります。また、精神的暴力や性的暴力が「配偶者からの暴力」であるという認識は、身体的暴力に対する認識に比べ低い状況です。

配偶者からの暴力を許さない社会を実現するためには、県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であること、また、配偶者からの暴力には身体に対する暴力のみならず精神的暴力、性的暴力も含まれることを理解し、「配偶者間であろうと暴力は許されない」「被害を見過ごさない」という意識を共有することが大切です。

そのためには、幅広い年代の人々に、配偶者からの暴力の実態を訴え、その未然防止と被害者の保護、男女の人権を尊重することの重要性について理解を深めていただくとともに、協力が得られるよう努めることが必要です。

「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考え方についてどう思いますか。

「平成17年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」より



【現在の主な取組】

- 配偶者からの暴力は許さないという県民意識の醸成を図るため、県民を対象とした配偶者からの暴力の防止に関する講演会や講座を開催している。(男女共同参画課)
- 配偶者からの暴力の特性や被害者の保護の必要性について、県民の理解を促進するためのパンフレットを作成し、県や市町村窓口、大学や図書館などの公共施設に配布している。
(男女共同参画課)
- 県のホームページに配偶者からの暴力に関する情報を掲載し、情報提供を行った。その際、内閣府のホームページとリンクさせるなど、外国人や障害をもつ人に対しても、的確な情報が伝わるよう努めている。(男女共同参画課)
- 国が毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に、ラジオや県・市町村広報紙等を活用した積極的な広報活動に努めている。(男女共同参画課)
- 配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校における人権尊重教育や男女平等に関する教育を推進している。(義務教育課) (高校教育課)

今後の取組

- 配偶者からの暴力の防止に関する啓発の講演会や講座の開催、企画展示などにより、配偶者からの暴力は許さないという県民意識の醸成を図ります。
その際には、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、県民自らの身近な問題として考えてもらうきっかけになるよう、啓発の内容を工夫します。
(男女共同参画課)
- パンフレットや県のホームページなどで被害者支援のための仕組み等について啓発を行う際には、一時保護施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行います。その際、外国人や障害をもつ人に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。(男女共同参画課)
- 配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にした教育を実施します。(義務教育課) (高校教育課)

【重点目標2】 配偶者からの暴力被害の発見への取組の充実

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等、様々な理由から支援を求める 것을ためらうことも考えられます。そのため、発見者や医療関係者からの通報と、通報を受けての配偶者暴力相談支援センター等の適切な対応が重要となります。

配偶者暴力防止法においては、配偶者からの身体に対する暴力の被害者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされています。

また、医師や歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報について積極的な役割が期待されています。医療関係者が、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができ、この通報は守秘義務違反には当たらないとされています。

被害者の早期発見と通報の必要性について、医療関係者に周知するとともに、県民に向けても通報の必要性について周知していくことが必要です。

さらに、市町村や保健所は、母子保健における訪問活動や健診事業などを通じて住民と身近に接する機会が多く、配偶者からの暴力を早期発見できる場合があるため、関係者や市町村に対し、職務のあらゆる機会を通じて適切な対応ができるよう働きかけていく必要があります。

なお、医療関係者の通報に当たっては、安全確保等のため、被害者の意思を充分に尊重した適切な対応が必要です。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、明確な意思が確認できなくても積極的に通報を行うことが重要です。

【現在の主な取組】

- 配偶者からの身体に対する暴力の被害者を発見した場合の対応について、パンフレットの配布や講演会の実施等により、県民に対する啓発を行っている。(男女共同参画課)
- 通報や相談に資するため、配偶者暴力相談支援センターや警察等の相談窓口を記載した「DV相談カード」を、コンビニエンスストア、スーパーの女性トイレや医療機関等に設置している。
(男女共同参画課)
- 様々な通報に対して適切に対応するため、「配偶者からの暴力(DV)被害者相談マニュアル」を作成し、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、県及び市町村関係窓口の対応を明確にした。
(児童家庭課)
- 医療機関関係者、各組織、団体(県医師会、県歯科医師会、県看護協会等)に対し、研修会や会議等の機会に、県民啓発パンフレット等を活用して、法の規定、趣旨、対応方法等について周知した。
(医務課)
- 県医師会と県歯科医師会に対しては、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、情報提供、資料配付を行った。(男女共同参画課)
- 警察官は、通報やパトロール中の発見等により、配偶者からの暴力が行われていると認める場合には、暴力の制止に当たるとともに、被害者の意思を踏まえ、各種法令による被害者の応急の救護・保護対策、防犯指導、保護命令制度の教示、加害者の検挙・指導警告、その他被害の発生を防止するために必要な措置を講じている。(警察本部)

今後の取組

(1) 通報

ア 一般からの通報

- 県民が被害者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう、パンフレット等を作成し周知します。(男女共同参画課)
- 配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための講演会等による啓発の際には、通報等の趣旨について適切に周知します。(男女共同参画課)
- 一般又は被害者本人からの通報に資するよう、被害者が手に取りやすい場所への「DV相談カード」等の設置を進めていきます。(男女共同参画課)
- 母子保健地域組織である愛育会活動において、被害者の早期発見や未然防止に繋がるよう、配偶者からの暴力防止についての普及啓発や情報提供を行います。(健康増進課)

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

- 被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等の情報について、パンフレットなどを作成し、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等の組織を通じ、医師その他の医療関係者等に対し周知します。（男女共同参画課）
- 医療関係者向けの会議や研修会の際に、法の規定や趣旨、対応方法等について、パンフレット等を活用して周知します。（医務課）
- 市町村の母子健康手帳交付時や母親学級、乳幼児健康診査、健康教育、また、保健所の医療給付申請時や子ども療育発達相談時などあらゆる機会を通じて、配偶者からの暴力被害に関する早期発見と支援ができるよう、市町村や保健所の職務関係者に対し周知します。
（健康増進課）

- 県医師会と県歯科医師会に対しては、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、職員を対象とした研修への参加の呼びかけや、資料提供を行います。（男女共同参画課）

(2) 通報への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

- 地域住民から、また、学校・保育所など子どもに関わる機関等から、配偶者暴力相談支援センターに通報があった場合には、通報者から被害者に、配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めます。（男女共同参画課）（児童家庭課）
- 加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の取扱いには十分注意します。（男女共同参画課）（児童家庭課）
- 通報を受けた際、現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、一時保護を受けることを勧めるなど、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。（男女共同参画課）（児童家庭課）

○児童虐待の防止等に関する法律により、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力のほか、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされており、また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得ることから、通報の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、児童相談所等に通告を行うとともに、その後の支援について児童相談所等と十分な連携を図ります。

(男女共同参画課) (児童家庭課)

○医療関係者からの通報を受けた場合、女性相談所は、医療関係者に対し、被害者の意思を踏まえ、本人に女性相談所への連絡を勧めてもらえるよう依頼し、状況を把握するとともに、必要な説明や助言を行います。

また、被害者の状況等により、必要な場合には、当該医療機関に向いて、被害者の相談等に応じます。その際、加害者に知られないように十分注意します。(女性相談所)

イ 警察

(警察本部)

○配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害事犯であることを十分理解し、「家庭内の内輪もめ」「夫婦げんか」として矮小化することなく、迅速かつ的確に対処します。

○通報やパトロール中の発見等により、配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、関係法令を最大限に活用して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策を図ります。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、指導警告等を実施します。

○被害者に対し、必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等関係機関の業務内容や保護命令制度の教示等、被害者の立場に立った助言等を行います。

【重点目標3】 未然防止対策としての若年層への啓発の実施

配偶者からの暴力を未然に防ぐためには、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育等を進めが必要です。

内閣府が平成18年4月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代の結婚前に、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」等の被害を受けた経験のある人は、女性13.5%、男性5.2%と報告されており、平成19年に内閣府が行った調査でも、若い世代の男女の約半数が、身体的暴力や性的暴力のほか、「行動を制限される」「急に機嫌が悪くなったり優しくなったりしていつも気を遣わされる」などの精神的暴力を受けているという結果が公表されるなど、未婚の若い男女の間にも、配偶者からの暴力に繋がる問題（いわゆる「デートDV」）が広がってきていることが分かってきています。

将来の「配偶者からの暴力」を予防するためには、大学生や高校生などの若年層に対して、人間関係を、身体的・精神的・性的暴力によって支配しようという誤った考え方陷入前に、男女が対等な立場で尊重し合う関係や、暴力を問題解決の手段としないようなコミュニケーションのあり方について考える機会を、特に若年層に対し、関係機関が連携して積極的に提供していくことが必要です。

【現在の主な取組】

- 男女共同参画推進センターは、男女平等、命の尊さ等について、子どもやその親を対象に小中学校への出前講座を実施している。（男女共同参画課）
- 男女共同参画推進センターは、男女平等の理念に基づき、様々な観点から男女共同参画社会を目指すための出前講座等を、地域に出向き実施している。（男女共同参画課）
- 人権尊重の意識を高めるため、身体的・精神的暴力の一形態であり、人権侵害問題でもある「いじめ」について、「いじめをなくす我が校の取組事例集」や「いじめ・不登校対策教職員必携」を配付し活用を図ったほか、保護者啓発パンフレットを発行した。（義務教育課）（高校教育課）
- いじめ実態調査（年3回）に基づき、生徒指導主事研究協議会で事例研究を行っている。
（高校教育課）

今後の取組

- 身体的・精神的・性的暴力について、また、男女が対等な立場で尊重し合える関係や、暴力を問題解決の手段にしないコミュニケーションのあり方などについて、大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの発行や男女共同参画推進センターによる講座の開催等、関係機関と連携して、各年齢層に応じた啓発を行います。（男女共同参画課）

- 男女共同参画推進センターによる講座の開催等により、男女平等、命の尊さ、暴力防止などについて、子どもやその親を対象に、関係機関、民間団体等と連携して、普及啓発を実施します。（男女共同参画課）
- 配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にした教育を実施します。（義務教育課）（高校教育課）
- 学校におけるいじめ等の人権侵害問題が将来の配偶者からの暴力問題に繋がらないように、生徒を対象に、生徒指導に関する諸問題（いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等）を取り上げた講習会や研修会を実施します。（高校教育課）
- 生徒指導主事研究協議会の中で、将来の配偶者からの暴力にも繋がる生徒間の「いじめ、暴力、人権問題等」をテーマに研修会を実施します。（高校教育課）
- 各校でいじめ調査を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組みます。
（高校教育課）
- 携帯電話やインターネットに関わる情報モラル教育を推進します。
（義務教育課）（高校教育課）